

25環政第1386号

平成26年1月28日

日本生態学会近畿地区自然保護専門委員会

委員長 岩崎敬二様

亀岡市長 栗山正隆



専用球技場建設に関する再度の要請に対する回答

平成25年12月18日付けで貴委員会からいただきました上記の要請書にあります質問について、下記のとおり御回答いたします。

アユモドキは、亀岡市の自然環境のシンボルであり、今後とも亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議（以下「環境保全専門家会議」という。）の御意見をいただきながら、亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）の整備とアユモドキ等の保全が両立できるよう取り組んでまいりますので、御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

記

- (1) 本年3月以降、アユモドキ等希少生物の保全に関して、どのような調査が行われたのでしょうか。

回答

平成25年6月に「亀岡市都市計画公園整備用地及び京都スタジアム（仮称）施設整備に係る動植物調査」を業務発注しました。

調査では、スタジアム建設予定地及び周辺地域における動植物（魚類、底生動物、昆虫、両生爬虫類、ほ乳類、植物、藻類、魚類餌資源）の生息状況及び環境調査（水路ネットワーク、魚類産卵状況、魚類餌資源流下状況）を実施しています。

併せて、これまでの調査や他の機関での調査を整理し、分析・評価を行っているところです。

(2) その調査で、どのような結果が得られたのでしょうか。

回答

アユモドキをはじめとする希少生物の生息状況が一定把握できてきたところで、環境保全専門家会議に適宜報告を行っているところです。

(3) その調査結果を踏まえて、公開されている都市計画素案によって、アユモドキ等希少生物の永続的な生息が可能であると判断された根拠は何でしょうか。あるいは、その調査結果を踏まえて、どのように素案を変更し、どのような都市計画原案を作成されるのでしょうか。原案段階での、アユモドキ等希少生物の永続的な生息が可能であると判断される根拠も、明らかにしてください。

回答

「京都・亀岡保津川公園」の都市計画決定については、公園の種別、公園名、位置、面積及び区域を定めるものであり、都市計画決定を行うことが、アユモドキ等希少生物の保全に影響を及ぼすものではありません。

(4) 現在公開されている都市計画素案は、「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」で検討され、承認されたものでしょうか。また、今後公表される可能性がある都市計画原案は、上記環境保全専門家会議で検討、承認された上で、公表されるのでしょうか。

回答

公開している都市計画素案及び都市計画原案は、亀岡市が作成したものです。現在、今後作成する都市計画案に市民など利害関係人からの意見などの反映を図るための措置として、都市計画公聴会を開催するにあたり、パブリックコメントの結果を踏まえた都市計画原案を公表し、公述の申し出を受け付けているところです。

都市計画決定は、公園の種別、公園名、位置、面積及び区域を定めるものであり、施設内容や工法等を固定化するものではありませんが、公聴会の開催等、計画決定手続きを進めることについては、環境保全専門家会議の理解を得ています。

平成 26 年 2 月 4 日

亀岡市長 栗山 正隆 殿

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会
委員長 岩崎 敬二

「京都・亀岡保津川公園」都市計画決定に関する意見書

平成 25 年 12 月 18 日に当委員会より提出いたしました「京都府亀岡市のアユモドキ等棲息地における専用球技場建設に関する再度の要請」に載せた質問 4 点につきまして、平成 26 年 1 月 28 日付けでご回答いただき、厚く御礼申し上げます。

そのご回答について、当委員会は、以下のような大きな問題があることを貴職にお伝えし、現在進行中の都市計画決定に関わる一連の手続きをすみやかに中断して科学的な環境アセスメントを綿密に行うよう、再度、要請させていただきます。

1. 質問（1）に対するご回答について

ご回答いただいた調査項目は、すべて、現況を把握するための調査であり、「都市計画原案で公表されている位置に公園を建設すること自体が、アユモドキ等希少生物にいかなる影響を及ぼすか」に関して予測・評価するための調査が行われておりません。また、公表されている公園の位置と面積から考えて、公園の建設が、アユモドキ等希少生物の永続的な棲息にとって重要な要素である地下水の循環を阻害する懸念がありますが、地下水の流向や流量の変化がアユモドキ等希少生物の棲息に与える影響についても調査が行なわれている形跡がありません。

2. 質問（2）に対するご回答について

「一定把握できてきた」とありますが、具体的にどのような結果が把握できたのかが全く示されておりません。昨年 12 月 18 日付けの文書で要請をいたしました「アユモドキ等希少生物の永続的な棲息を保証する科学的な根拠の公開」をしていただいております。

3. 質問（3）に対するご回答について

「都市計画決定については、公園の種別、公園名、位置、面積及び区域を定めるものであり、都市計画決定を行なうことが、アユモドキ等希少生物の保全に影響を及ぼすものではありません」とありますが、公園の位置、面積および区域が定められるだけでも、アユモドキ等希少生物の永続的な棲息に対して極めて大きな影響を与えることが予想されます。そもそも「約 13ha」という公園全体の面積が希少生物の永続的な棲息を保証するものかどうかの検討が必要なはずですが、そういった検討を行うこともなく「アユモドキ等希少生物の保全に影響を及ぼすものではありません」とご回答されたことには、希少生物への影響を回避しようとする真摯な姿勢が見受けられません。

4. 質問（4）に対するご回答について

このご回答には、当委員会の質問に対する適切な回答が書かれておりません。

私たちは、これまでに公表された都市計画素案や都市計画原案は、環境保全専門家会議で検討、承認されたものかどうかを尋ねておりますが、「検討、承認された」または「検討、承認されていない」というご回答がありません。よって、検討も承認されていないものと判断いたします。

以上のように、残念ながら、ご回答には、昨年12月18日付けの文書で要請をいたしました「アユモドキ等希少生物の永続的な棲息を保証する科学的な根拠と合理的な判断の公開」に相当する内容が、全く示されておりませんでした。

現在、亀岡市より公表されている都市計画原案は「アユモドキなどが棲息している豊かな自然環境を保全する拠点」を目的として掲げ、スタジアムや周辺施設の建設を前提に、大幅に面積を縮小した「共生ゾーン」と呼ばれる区域を水田地域の替わりに新たに整備するとしています。しかし、その整備内容は未だ不明で、長年現地で調査活動を続けてきた研究者を含む環境保全専門家会議も、基礎調査すら途上の現状では、現在の開発計画のペースで有効な保全策を責任をもって提案することは難しいと表明しています。

棲息地の大きな改変を伴う希少生物の保全には、生活史サイクルの長さに応じた、少なくとも数年以上にわたる取り組みが必須であり、その上でさえ、保全が成功しない例が多数あります。今回の計画は、棲息地の大改変を前提にしながら、保全が成功する根拠がないまま、他に例を見ない速さで進められようとしています。

当地における豊かで貴重な湿地自然環境は、地形的特徴とともに、現在までの農業の営みと切り離せない関係にあります。将来的には土地利用の変化が予期されますが、法律・条例に則り、当地のかけがえのない自然環境を保全していくことは亀岡市民、京都府民、日本国民の責務であり、権利でもあります。今回の都市計画決定に関する一連の手続きは、技術的、社会的準備が整わないまま、土地利用の変化を著しく早め、自然環境の保全を危うくするものです。よって、将来に対する責任の一端を担う専門家集団である私たちは、原案のままでの拙速な都市計画決定に反対せざるをえません。

すみやかに都市計画決定の手続きを中断し、専用球技場建設計画を白紙に戻して、環境保全専門家会議からの助言を基に科学的な環境アセスメントを綿密に行い、その結果を踏まえた上で、関係する国、京都府、亀岡市の行政、地域関係者、市民、環境保全専門家会議も含めた専門家が十分に議論できる場を設けていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

問い合わせ先：岩崎 敬二 〒631-8502 奈良市山陵町1500 奈良大学教養部

Tel: 0742-41-9591, Fax:0742-41-0650,

E-mail: iwasaki@daiibutsu.nara-u.ac.jp